○厚生労働省令第七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第三項第一号の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月三十日

厚生労働大臣　根本　匠

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第一条の六**　（略） **第一条の七**　平成三十一年度及び平成三十二年度における第百三十五条の二の二第二項及び第三項並びに第百三十五条の七の規定の適用については、第百三十五条の二の二第二項第一号中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額を合算した額」と、第百三十五条の七第一号イ中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額」とする。	**附　則** **第一条の六**　（略） （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第八号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十四条第一項、第六十四条第一項及び第九十七条第一項の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保安規程） **第二十四条**　法第二十四条第一項の保安規程は、次の事項（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者にあつては、当該供給に係る第八号及び第九号の事項を除く。）について定めるものとする。 一～三　［略］ 四　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第九号に掲げるものを除く。）。	（保安規程） **第二十四条**　法第二十四条第一項の保安規程は、次の事項（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者にあつては、当該供給に係る第七号及び第八号の事項を除く。）について定めるものとする。 一～三　［略］ 四　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。

五　［略］	五　［略］
六　ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第九十二条第一項第六号及び第百四十八条第一項第六号において同じ。）の確保に関すること。	六　ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関すること。
七～十三　［略］	七～十三　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］
（保安規程） **第九十二条**　法第六十四条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。 一～三　［略］ 四　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第九号に掲げるものを除く。）。	（保安規程） **第九十二条**　法第六十四条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。 一～三　［略］ 四　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。
五　［略］	五　［略］
［新設］	［新設］
六～十二　［略］	六～十二　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］
（保安規程） **第百四十八条**　法第九十七条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。 一～三　［略］ 四　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第九号に掲げるものを除く。）。	（保安規程） **第百四十八条**　法第九十七条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。 一～三　［略］ 四　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。
五　［略］	五　［略］
［新設］	［新設］
六～十二　［略］	六～十二　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。